

秋田県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成30年1月19日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道	旧	秋田御所野雄和線	秋田市雄和種沢字前田5番2から同字太子前6番2まで	14.00～36.00	0.226
	新	秋田御所野雄和線	秋田市雄和種沢字前田5番2から同字太子前6番2まで	14.00～36.00	0.226

2 供用開始の期日 平成30年1月19日 正午

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成30年1月19日から同年2月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

秋田県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成30年1月19日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道	旧	川添下浜停車場線	秋田市下浜羽川字古館85番1地先から同字家ノ腰296番地先まで	5.00～31.00	0.244
	新	川添下浜停車場線	秋田市下浜羽川字古館85番1地先から同字家ノ腰296番地先まで	5.00～31.00	0.244

2 供用開始の期日 平成30年1月19日 午後2時

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成30年1月19日から同年2月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）